

2006年8月18日

北海道知事 高橋はるみ 様

大規模林道問題北海道ネットワーク

大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島	一男
ナキウサギふぁんくらぶ	代表	市川	利美
十勝自然保護協会	会長	安藤	御史
(社)北海道自然保護協会	会長	佐藤	謙
北海道自然保護連合	代表	寺島	一男

**北海道が多額の事業負担金と賦課金を支出し道有林の
森林経営と密接に関係する緑資源幹線林道の事業評価
について、説明責任を回避したことに関する質問書**

当ネットワークでは2005年8月23日づけで知事あて「北海道における緑資源幹線林道事業から撤退することを求める要望書並びに同事業の再評価に関する質問書」を提出したのを皮切りに、関連する質問書を2005年12月16日（第2回）、2006年4月25日（第3回）と3回にわたって提出しました。

それに対し水産林務部林務局長から、2005年11月11日・森林第942号（第1回）、2006年2月6日・森林第1249号（第2回）、2006年6月19日・森林第421号（第3回）と3回の回答をいただいております。

しかしこれらの回答は、いずれも当ネットワークの疑問を氷解させるものではありません。この質問を通じて当ネットワークは、緑資源幹線林道（大規模林道）は高度経済成長時代に木材生産の大幅な右肩上がりを前提に計画・着工されたが、その後の時代の変化および森林・林業情勢の変化により、もはや事業継続する意義を失い、北海道の奥山の自然環境を破壊するだけの無駄な公共事業の典型、と指摘しました。しかし北海道からの回答・説明は、当ネットワークの指摘を覆すような何の説得力ももっておりません。

とりわけ平取・えりも線のうち道有林が受益地となっている部分の林野庁による事業評価は、林野庁が道有林施業の客観的事実を誤認ないし無視した前提で進められた疑いが濃厚と指摘しましたが、北海道が第3回の回答でその説明責任を回避したことにより、いっそう疑いが濃厚となりました。

すなわち近年の道有林では「木材生産を目的とする皆伐・択伐を廃止」したにもかかわらず、全域が道有林である様似・えりも区間の林野庁の評価では、当該地の「木材生産の事業量は増大する見込み」との前提で費用対効果分析を行い、林道建設費が71億9千万円に対し効果が82億円あるので投資効率1.14で「効率性あり」としています。その効果の実に85%に当たる69億9千万円が「木材生産等便益」（木材売上代金ではなく、

木材運搬トラックの経費縮減などの便益)となっています。これは木材生産目的の皆伐・択伐を廃止した道有林として信じがたいことです。そのため当ネットワークでは3回にわたりこの点に関する質問を繰返しました。

それに対し北海道は林野庁の評価は適正なものと認識し、とくに第2回には「林野庁の評価結果に加え」北海道が総合判断し、緑資源幹線林道の事業負担金および道有林賦課金の支出を決定したと回答したにもかかわらず、第3回になると林野庁の評価結果は「道がその算定根拠に関して説明責任を負っているものとは考えていない」と、説明責任を回避しました。林野庁の評価が適正なものと認識するのであれば、「道有林野の管理運営」は「道民全体に支えられた森林の整備・管理の推進」と「道民の合意形成の推進」を基本姿勢と明記(平成14年度・北海道森林づくり白書)した道有林管理者として、なぜ説明責任を回避するのでしょうか。

これでは、道政に都合の悪くない部分は説明するが、問い詰められて都合が悪くなれば説明を回避する無責任な道政、と批判せざるを得なくなります。したがって下記の2点を質問しますので、早急に明快な回答をくださるよう、お願い申し上げます。

なお第2回質問では、「要望書・質問書は知事あてに提出したものであり、林務局長からの回答を期待したものではありません」と付記したところ、それに対し「林務局長からの回答は期待していないとのことですが、林務局長の回答は、緑資源幹線林道についての北海道としての総合的判断を踏まえた回答である」との回答がありました。しかし、自然保護団体が知事あてに質問した日高横断道路に関する質疑応答では、例えば2000年8月3日づけの要望・質問書に対して、同年10月11日づけ広報広聴第4-268号により「日高横断道路(道道静内中札内線)の抜本的な再評価を求める要望・質問書(3回目)について(回答)」として、建設部長ではなく知事(堀達也)名の回答をいただいています。それなのに緑資源幹線林道の場合は、なぜ知事名の回答をいただけないのでしょうか。

当ネットワークとしては知事あてに質問しているのであり、実務担当の林務局だけの判断でなく、より多角的視野と高度な政策判断を伴う知事からの回答を期待しておりますので、本質問書および今後の関連文書は、知事政策部(広報広聴課)を窓口とさせていただきますので申し添えます。

記

質問 1

北海道が多額の事業負担金と賦課金を支出している緑資源幹線林道にかかわる事業評価に関し、北海道は当ネットワークからの質問に対して当初は説明・回答を行ない、とくに第2回には林野庁による評価について、「①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢の状況その他の社会経済情勢の変化、…について、総合的、客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定することになっています」と紹

介した上で、「北海道としましては、林野庁の評価結果に加え、…緑資源幹線林道は必要なものとの総合的判断から、…賦課金及び負担金を支出しています」（2006年2月6日・森林第1249号）と回答した。

ここで「林野庁の評価結果に加え」といったことは、北海道が林野庁による評価結果に盲従したのではなく、評価結果（「①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」などを含む）を吟味した上で、それを適正と認め、賦課金および負担金支出の意思決定をしたと理解される。すなわち「道が自ら評価結果を事業に反映」させたのである。

それにもかかわらず第3回になると、「費用対効果に関しても、…道が自ら評価結果を事業に反映させうる立場にないことから、道がその算定根拠に関して説明責任を負っているものとは考えておりません」（2006年6月19日・森林第421号）と説明責任を回避してしまった。

これでは道政にとって都合の悪くない部分は説明・回答するが、都合が悪くなれば説明・回答を回避する無責任な態度といわざるを得ない。このような一貫性に欠ける道政を執行することが、行政の透明性確保と説明責任を果たすという観点から、合理的で適正であるとする根拠を明確に示すこと。

質問 2

緑資源幹線林道のうち、受益範囲が100% 道有林であり、その林道がどのように使われるか否かは専ら道有林の森林施業内容に左右され、しかも多額の道有林賦課金を支出している部分の事業評価について、道民から疑問が提起されたにもかかわらず、知事はこの事業評価は林野庁が行なったものであり、北海道は「その算定根拠に関して説明責任を負っているものとは考えておりません」と説明責任を回避した。

このように道有林の森林経営に関する説明責任を回避することは、「道民に開かれた道有林野の管理運営のため、…森林整備や実績の積極的な公表や、事業の評価を進めます」と定めた「北海道森林づくり基本計画」とどのように整合するのか。また「道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、…その他の必要な措置を講ずるものとする」と定めた北海道森林づくり条例第14条とどう整合するのか。第3回の回答内容が「北海道森林づくり基本計画」と「北海道森林づくり条例」に反せず、説明責任を回避することが、合理的で適正な道政の執行であるとする根拠を明確に示すこと。